

患者向け冊子(日誌・手帳等)の 医療機関への提供



当社では喘息の患者さんに自分の喘息の状態を知り自己管理していただくため、「患者向け冊子(喘息日誌)」を医療機関に提供し、患者さんにピークフロー値とともに症状や治療を記録し、治療に役立ててもらいたいと考えています。

このような「患者向け冊子(喘息日誌)」の提供は公正競争規約上許されるのでしょうか。



回答



「患者向け冊子(喘息日誌)」の 提供はできません。

公正競争規約運用基準 Ⅲ-1「必要・有益な物品・サービスに関する基準」の中の「自社医薬品の効用、便益を高めるような物品若しくはサービス」で、自社医薬品の保管・使用にあたり、その有効性、安全性及び品質を確保するため又は利便性を高めるために、あれば便利な物の提供について制限していませんが、この要件の一つに「当該物品又は当該行為について、診療報酬が設定されていないこと」が挙げられています。

喘息治療を伴う患者さんの為のピークフロー値を記録する「患者向け冊子(喘息日誌)」は、喘息治療管理料に含まれていることから、提供することはできません。

一方、患者向け「血圧手帳」、「糖尿病手帳」の提供は、これら単独で管理料として診療報酬が設定されていないので医療機関に提供することは可能です。